

頼基陳状

建治三年六月二五日 五六歳

去ぬる六月廿三日の御下し文、島田左衛門入道殿、山城民部入道殿兩人の御承りとして同廿五日謹んで拝見仕り候ひ畢んぬ。

右仰せ下しの状に云はく、竜象御房の御説法の所に参られ候ひける次第、をほかた穩便ならざる由、見聞の人遍く一方ならず同口に申し合ひ候事驚き入って候。徒党の仁其の数兵杖を帯して出入すと云云。

此の条跡形も無き虚言なり。所詮、誰人の申し入れ候ひけるやらん、御哀憐を蒙りて召し合はせられ、実否を糾明せられ候はゞ然るべき事にて候。

凡そ此の事の根源は、去ぬる六月九日、日蓮聖人の御弟子三位公、頼基が宿所に来たり申して云はく、近日竜象房と申す僧京都より下りて、大仏の門の西桑谷に止住して、日夜に説法仕るが申して云はく、現当の為、仏法に御不審存ぜむ人は来たりて問答申すべき旨説法せしむる間、鎌倉中の上下釈尊の如く貴び奉る。しかれども問答に及ぶ人なしと風聞し候。彼へ行き向かひて問答を遂げ、一切衆生の後生の不審をはらし候はむと思ひ候。聞き給はぬかと申されしかども、折節宮仕へに隙無く候ひし程に、思ひ立たず候ひしかども、法門の事と承りてたびたび罷り向かひて候へども、頼基は俗家の分にて候、一言も出ださず候ひし上は、悪口に及ばざる事、嚴察に足るべく候。

ここに竜象房説法の中に申して云はく、此の見聞満座の御中に、御不審の法門あらば仰せらるべしと申されし処に、日蓮房の弟子三位公問うて云はく、生を受けしより死をまぬかるまじきことはり、始めてをどろくべきに候はねども、ことさら当時日本国の災撃に死亡する者数を知らず、眼前の無常、人毎に思ひしらずと云ふ事なし。然る所に京都より上人御下りあて、人々の不審をはらし給ふよし承って参り候ひつれども、御説法の最中、骨無くも候ひなばと存じ候ひし処に、問ふべき事有らむ人は各々憚らず問ひ給へと候ひし間悦び入りて候。先づ不審に候事は、末法に生を受けて辺土のいやしき身に候へども、中国の仏法幸ひに此の国にわたれり。是非信受すべきの処に、経は五千七千数多なり、然而一仏の説なれば所詮は一經にてこそ候らむに、華嚴・真言乃至八宗、淨土・禪とて十宗まで分かれてをはします。此等の宗々も、門はことなりとも所詮は一かと推する処に、弘法大師は我が朝の真言の元祖、法華経は華嚴経・大日経に相對すれば門の異なるのみならず、其の理は戲論の法、無明の辺域なり。又法華宗の天台大師等は諍って醍醐を盗む等云云。法相宗の元祖慈恩大師云はく、法華経は方便、深密経は真実、無性有情永不成仏云云。華嚴宗の澄観云はく、華嚴経は本教、法華経は末教。或は華嚴は頓々、法華は漸頓等云云。三論宗の嘉祥大師云はく、諸大乘経の中には般若経最第一云云。淨土宗の善導和尚云はく、念仏は十即十生百即百生、法華経等は千中無一云云。法然上人云はく、法華経を念仏に対して捨閉闍抛、或は行者は群賊等云云。禪

宗の云はく、^{きょう げ べつでん ふりゅうもんじ}教外別伝不立文字と云云。教主釈尊は法華經をば、世尊の法は久しくして後に^{かなら まさ}要^{かなら}ず^{まさ}当に真実を説きたまふべし、多宝仏は妙法華經は皆是真実なり、十方分身の諸仏は舌相梵天に至るとこそ見えて候に、弘法大師は法華經をば^{けろん}戲論の法と書かれたり。釈尊・多宝・十方の諸仏は皆是真実と説かれて候。いづれをか信じ候べき。善導和尚・法然上人は法華經をば千中無一・捨閉閣抛、釈尊・多宝・十方分身^{ふんじん}の諸仏は、一として成仏せずといふこと無し皆仏道を成ずと云云。三仏と導和尚・然上人とは水火なり雲泥なり。何れをか信じ候べき、何れをか捨て候べき。^{なかんずく}就中彼の導・然兩人が仰ぐ所の^{そうかんぎょう}双觀^{びく}經の法藏比丘の四十八願の中に、第十八願に云はく「^{たと}設ひ我れ仏を得るとも唯五逆と誹謗正法とを除く」云云。たとひ^{ひぼう}彌陀の本願^{おうじょう}実にして往生すべくとも、正法を誹謗せむ人々は彌陀仏の往生には除かれ奉るべきか。又法華經の二の卷には「若し人信ぜざれば其の人命終して阿鼻獄に入らん」云云。念仏宗に詮とする導・然の兩人は、經文実ならば阿鼻大城をまぬかれ給ふべしや。彼の上人の地獄に墮せば末をうけたる弟子檀那等自然に惡道に墮ちん事疑ひなかるべし。此等こそ不審に候へ、上人は如何と問ひ給はれしかば、竜上人答へて云はく、上古の賢哲達をば^争い^争か^争でか疑ひ奉るべき。竜象等が如くなる凡僧等は仰いで信じ奉り候と答へ給ひしを、をし返して、此の仰せこそ智者の仰せとも覚え候へ。誰人か時の代にあをがるゝ人師等をば疑ひ候べき。但し涅槃經に仏最後の御遺言として「法に依つて人に依らざれ」と見えて候。人師にあ^誤や^誤まり^誤あらば經に依れと仏は説かれて候。御邊はよもあ^誤や^誤まり^誤ま^誤しま^誤さ^誤じと申され候。御房の私の語と仏の金言と比べんには、^{さんみ}三位は如来の金言に付き^参まい^参らせむと思ひ候なりと申されしを、象上人は人師にあ^誤や^誤まり^誤多しと候はいづれの人師に候ぞと問はれしかば、上に申しつる所の弘法大師・法然上人等の義に候はずやと答へ給ひしかば、象上人は嗚呼叶ひ候まじ、我が朝の人師の事は^{かたじけな}忝くも問答仕るまじく候。満座の聴衆皆々其の流にて御坐す。^{うつぶん}鬱憤も出来せば定めてみだりがはしき事候なむ、恐れあり恐れありと申されし処に、三位房の云はく、人師のあ^誤や^誤まり^誤誰ぞと候へば、經論に背く人師達をいだし候ひし。^{はばか}憚り^叶ありかなふまじと仰せ候にこそ、進退きはまりて覚え候へ。法門と申すは、人を憚り世を恐れて、仏の説き給ふが如く經文の実義を申さざらんは愚者の至極なり。智者上人とは覚え給はず。惡法世に弘まりて、人惡道に墮ち、国土滅すべしと見へ候はむに、法師の身として^{ほっし}争^謙でかいさめず候べき。然れば則ち法華經には「我身命を愛せず」と、涅槃經には^{むし}寧ろ身命を喪ふとも」等云云。実の^{しょうにん}聖人にてをはせば、^{いかん}何が身命を惜みて世にも人にも恐れ給ふべき。外典の中にも、^{りゅうほう}竜蓬と云ひし者、^{ひかん}比干と申せし賢人は頸をはねられ、胸をさかれしかども^か夏の^{けつ}桀、^{いん}殷の^{ちゆう}紂をばいさめてこそ賢人の名をば流し候ひしか。内典には^{ふきょう ぼきつ}不^ふ輕^{きやう}菩薩は杖木をかほり、師子尊者は頭をはねられ、竺の道生は蘇山にながされ、法道三蔵は面に火印をさゝれて江南にはなたれしかども、正法を弘めてこそ聖人の名をば得候ひしかと難ぜられ候ひしかば、竜聖人の云はく、さる人は末代にはありがたし。我々は世をはぐかり人を恐るゝ者にて候、さやうに仰せらる人として

も、ことばの如くにはよもをはしまし候はじと候ひしかば、此の御房は争でか人の心をば知り給ふべき。某こそ当時日本国に聞こへ給ふ日蓮聖人の弟子として候へ。某が師匠の聖人は末代の僧にて御座し候へども、当世の大名僧の如く望んで請用もせず、人をも諂はず、聊異なる悪名もたゝず、只此の国に真言・禅宗・浄土宗等の悪法並びに謗法の諸僧満ち満ちて、上一人をはじめ奉りて下万民に至るまで御帰依ある故に、法華經教主釈尊の大怨敵と成りて、現世には天神地祇にすてられ、他国のせめにあひ、後生には阿鼻大城に墮ち給ふべき由、經文にまかせて立て給ひし程に、此の事申さば大なるあだあるべし、申さずんば仏のせめのがれがたし。いはゆる涅槃經に「若し善比丘あつて法を壞る者を見て置いて呵責し駈遣し挙處せずんば、当に知るべし是の人は仏法の中の怨なり」等云云。世に恐れて申さずんば、我が身惡道に墮つべきと御覽じて、身命をすてゝ、去ぬる建長年中より今年建治三年に至るまで、二十余年が間あえてをこたゑる事なし。然れば私の難は数を知らず、国王の勘氣は兩度に及びき。三位も文永八年九月十二日の勘氣の時は供奉の一行にて有りしかば、同罪に行なはれて頸をはねらるべきにてありしは、身命を惜しむものにて候かと申されしかば、竜象房口を閉じて色を変へ候ひしかば、此の御房申されしは、是程の御智慧にては人の不審をはらすべき由の仰せ無用に候ひけり。苦岸比丘・勝意比丘等は我れ正法を知りて人をたすくべき由存ぜられて候ひしかども、我が身も弟子檀那等も無間地獄に墮ち候ひき。御法門の分齊にて、そこばくの人を救はむと説き給ふが如くならば、師檀共に無間地獄にや墮ち給はんずらむ。今日より後は此の如き御説法は御はからひあるべし。加様には申すまじく候へども、惡法を以て人を地獄にをとさん邪師をみながら責め頭はさずば返りて仏法の中の怨なるべしと、仏の御いましめのがれがたき上、聴聞の上下皆惡道にをち給はん事不便に覺へ候へば此の如く申し候ひしなり。智者と申すは国のあやうきをいさめ、人の邪見を申しとむるこそ智者にては候なれ。是はいかなるひが事ありとも、世の恐しければいさめじと申されむ上は力及ばず。某は文殊の智慧も富樓那の弁説も詮候はずとて立たれ候ひしかば、諸人歡喜をなし、掌を合はせ今暫く御法門候へかすと留め申されしかども、やがて帰り給ひ了んぬ。此の外は別の子細候はず。且つは御推察あるべし。

法華經を信じ參らせて仏道を願ひ候はむ者の、争でか法門の時惡行を企て、惡口を宗とし候べき。しかしながら御きやうざく有るべく候。其の上日蓮聖人の弟子となのりぬる上、罷り帰りても御前に參りて法門問答の様かたり申し候ひき。又其の辺に頼基しらぬもの候はず、只頼基をそねみ候人のつくり事にて候にや。早々召し合はせられん時、其の隠れ有るべからず候。

又仰せ下さるゝ状に云はく、極楽寺の長老は世尊の出世と仰ぎ奉ると。

此の条難かむの次第に覚え候。其の故は、日蓮聖人は御經にとかれてましますが如くば、久成如来の御使ひ、上行菩薩の垂迹、法華本門の行者、五五百歳の大導師にて御坐候聖人を、頸をはねらるべき由の申し状を書きて、殺罪に申し行なはれ候ひしが、い

かゞ候ひけむ、死罪を止めて佐渡の島まで遠流せられ候ひしは、良観上人の所行に候はずや。其の訴状は別紙にこれ有り。抑^{そもそもいきぐさ}生草をだに伐^きるべからずと六斎日夜の説法に給はれながら、法華の正法を弘むる僧を断罪に行なはるべき旨申し立てらるゝは、自語相違に候はずや如何。此の僧^{あに}豈天魔の入れる僧に候はずや。但此の事の起こりは良観房常の説法に云はく、日本国の一切衆生を皆持斎^{あに}になして八斎戒を持たせて、国中の殺生^{せつしょう}、天下の酒を止めむとする処に、日蓮房が謗法に障^{ささ}へられて此の願叶ひ難き由歎き給ひ候間、日蓮聖人此の由を聞き給ひて、いかゞして彼が誑惑^{おうわく}の大慢心^{だいまんしん}をたをして無間地獄の大苦をたすけむと仰せありしかば、頼基等は、此の仰せ法華経の御方人、大慈悲の仰せにては候へども、当時日本国別して武家鎌倉の世きらざる人にてをはしますを、たやすく仰せある事いかゞと弟子共同口に恐れ申し候ひし程に、去ぬる文永八年^{本歳辛未}六月十八日大早魃^{かんぱつ}の時、彼の御房祈雨の法を行なひて万民をたすけんと申し付け候由、日蓮聖人聞き給ひて、此体^{これてい}は小事なれども、此の次いでに日蓮が法験^{ほうけん}を万人に知らせばやと仰せありて、良観房の所へ仰せつかはすに云はく、七日の内にふらし給はゞ日蓮が念仏無間と申す法門すてゝ、良観上人の弟子と成りて二百五十戒持つべし、雨ふらぬほどならば、彼の御房の持戒げなるが大誑惑なるは顕然なるべし。上代も雨祈に付いて勝負を決したる例^{ためし}これ多し。所謂護命^{いわるごみょう}と伝教大師と、守敏と弘法となり。仍つて良観房の所へ周防房^{あるさわの}・入沢入道と申す念仏者を遣はす。御房と入道は良観が弟子、又念仏者なり、いまに日蓮が法門を用ふる事なし、是を以て勝負とせむ。七日の内に雨降るならば、本の八斎戒・念仏を以て往生すべしと思ふべし、又雨らずば一向に法華経になるべしといはれしかば、是等悦びて極楽寺の良観房に此の由を申し候ひけり。良観房悦^泣びないて七日の内に雨ふらすべき由にて、弟子百二十余人頭より煙を出だし、声を天にひゞかし、或は念仏、或は請^{しょうう}雨経、或は法華経、或は八斎戒を説きて種々に祈請^{きしょう}す。四五日まで雨の氣無ければ、たましむを失ひて、多宝寺の弟子等数百人呼び集めて力を尽くして祈りたるに、七日の内に露ばかりも雨降らず。其の時日蓮聖人使ひを遣はす事三度に及ぶ。いかに泉式部と云ひし淫女^{のういんぼつし}、能因法師と申せし破戒の僧、狂言綺語^{みそひともじ}の三十一文字を以て忽ちにふらせし雨を、持戒持律の良観房は法華・真言の義理を極め、慈悲第一と聞こへ給ふ上人の、数百人の衆徒を率ゐて七日の間にいかにふらし給はぬやらむ。是を以て思ひ給へ。一丈の堀を越えざる者二丈三丈の堀を越えてんや。やすき雨をだにふらし給はず、況んやかたき往生^難成仏をや。然れば今よりは日蓮怨み給ふ邪見をば是^{ひるがえ}を以て翻し給へ。後生^恐をそろしくをぼし給はゞ約束のまゝにいそぎ来たり給へ。雨ふらす法と仏になる道^思をしへ奉らむ。七日の内に雨こそふらし給はざらめ。早魃^{かんぱつ}弥興盛に八風ますます吹き重なりて民のなげき弥々深し。すみやかに其のい^止のりやめ給へと、第七日の申の時、使者ありのまゝに申す処に、良観房は涙を流す。弟子檀那同じく声をおしまず口惜しがる。日蓮御勘気を蒙る時、此の事御尋ね有りしかば有りのまゝに申し給ひき。然れば良観房

身の上の恥を思はず、跡をくらまして山林にもまじはり、約束のまゝに日蓮が弟子ともなりたれば、道心の少しにてもあるべきに、さはなくして無尽ざんげんの讒言を構へて、殺罪に申し行なはむとせしは貴き僧かと、日蓮聖人かたり給ひき。又頼基も見聞き候ひき。他事に於ては掛かけはくも主君の御事は畏れ入りて候へども、此の事はいかに思ひ候とも争いかでかと思はれ候べき。

又仰せ下しの状に云はく、竜象房、極楽寺の長老見参げんざんの後は釈迦・弥陀とあをぎ奉ると云云。

此の条又恐れ入って候。彼の竜象房は洛中らくちゅうにして人の骨肉を朝夕の食物とする由露よし顕せしむるの間、山門の衆徒蜂起して、世末代に及びて悪鬼国中に出現せり、山王の御力を以て対治を加へむとて、住所を焼失し其の身を誅罰せむとする処に、自然じねんに逃失し行方を知らざる処に、たまたま鎌倉の中に又人の肉を食らふの間、情ある人恐怖くふせしめて候に、仏菩薩と仰せ給ふ事、所従の身として争でか主君の御あやまりをいさめ申さず候べき。御内のをとなしき人々いかにこそ存じ候へ。

同じき下し状に云はく、是非につけて主親の所存には相随はんこそ仏神の冥にも世間の礼にも手本と云云。

此の事最第一の大事にて候へば、私の申し状恐れ入り候間、本文を引くべく候。孝経に云はく「子以て父に争はずんばあるべからず、臣以て君に争はずんばあるべからず」と。鄭玄曰く「君父不義有らんに、臣子諫めざるは則ち亡国破家の道なり」と。新序に曰く「主の暴を諫めざれば忠臣に非ざるなり。死を畏れて言はざるは勇士に非ざるなり」と。伝教大師云はく「凡そ不誼ふぎに当たっては則ち子以て父に争はずんばあるべからず、臣以て君に争はずんばあるべからず。当に知るべし、君臣・父子・師弟以て師に争はずんばあるべからず」文。法華経に云はく「我身命を愛せず但無上道を惜しむ」文。涅槃経に云はく「譬へば王の使よくひ善能談論し方便たく巧みにして命を他国に奉ぐるに、寧ろ身命を喪ふとも終に王の所説の言教を匿さざるが如し。智者も亦爾なり」文。章安大師云はく「寧喪身命不匿教者とは、身は軽く法は重し、身を死して法を弘む」文。又云はく「仏法えらんを壊乱するは仏法の中の怨なり。慈無くして詐り親むは則ちこれは彼が怨なり。能く糾治する者は彼が為に悪を除くは則ち是、彼の親なり」文。頼基をば傍輩こそ無礼なりと思はれ候はらめども、世事にをき候ひては、是非父母主君の仰せに随ひ参らせ候べし。其れにとて重恩の主の悪法の者にたばらかされましまして、悪道に墮ち給はむをなげくばかりなり。阿闍世王は提婆・六師を師として教主釈尊を敵とせしかば、摩竭提国皆仏教の敵となりて、闍王の眷属五十八万人、仏弟子を敵とする中に、耆婆大臣計り仏の弟子なり。大王は上の頼基おぼを思し食すが如く、仏弟子たる事を御心よからず思し食ししかども、最後には六大臣の邪義をすて耆婆が正法にこそつかせ給ひ候ひしか。其の如く御最後をば頼基や救ひ参らせ候はんずらむ。此くの如く申さしめ候へば、阿闍世王は五逆罪の者なり、彼に対するかと思し食しぬべし。恐れにては候へども、彼には百千

万倍の重罪にて御坐すべしと、御経の文には顕然に見えさせ給ひて候。所謂「今此の三界は皆是我が有なり。其の中の衆生は悉く是吾が子なり」文。文の如くば教主釈尊は日本国の一切衆生の父母なり、師匠なり、主君なり。阿弥陀仏は此の三の義ましまさず。而るに三徳の仏を聞いて他仏を昼夜朝夕に称名し、六万八万の名号を唱へまします。あに不孝の御所作にわたらせ給はずや。弥陀の願も、釈迦如来の説かせ給ひしかども終にくひ返し給ひて、唯我一人と定め給ひぬ。其の後は全く二人三人と見え候はず。随つて人にも父母二人なし。何れの経に弥陀は此の国の父、何れの論に母たる旨見へて候。観経等の念仏の法門は、法華経を説かせ給はむ為のしばらくのしつらひなり。塔くまむ為の足代の如し。而るを仏法なれば始終あるべしと思ふ人大僻案なり。塔立て、後足代を貴ぶほどのはかなき者なり。又日よりも星は明らかと申す者なるべし。此の人を経に説いて云はく「復教詔すと雖も而も信受せず、其の人命終して阿鼻獄に入らん」と。当世日本国の一切衆生の釈迦仏を抛つて阿弥陀仏を念じ、法華経を抛つて観経等を信ずる人、或は此くの如き謗法の者を供養せむ俗男俗女等、存外に五逆・七逆・八虐の罪ををかける者を智者と渴仰する諸の大名僧並びに国主等なり。「如是展転至無数劫」とは是なり。此くの如き僻事をなまじゐに承りて候間、次いでを以て申さしめ候。

宮仕へをつかまつる者上下ありと申せども、分々に随つて主君を重んぜざるは候はず。上の御ため現世後生あしくわたらせ給ふべき事を秘かにも承りて候はむに、傍輩、世に憚りて申し上げざらむは、与同罪にこそ候まじきか。随つて頼基は父子二代命を君にまいらせたる事顕然なり。故親父中務故君の御勘気かぶらせ給ひける時、数百人の御内の臣等、心がはりし候ひけるに、中務一人最後の御供奉して伊豆国まで参りて候ひき。頼基は去ぬる文永十一年二月十二日の鎌倉の合戦の時、折節伊豆国に候ひしかば、十日の申時に承りて、唯一人箱根山を一時に馳せ越えて、御前に自害すべき八人の内に候ひき。自然に世しづまり候ひしかば、今に君も安穩にこそわたらせ給ひ候へ。爾来大事小事に付けて御心やすき者にこそ思ひ含まれて候。頼基が今更何につけて疎縁に思ひまいらせ候べき。後生までも随従しまいらせて、頼基成仏し候はゞ君をもすくひまいらせ、君成仏しましまさば頼基もたすけられまいらせむとこそ存じ候へ。其れに付ひて諸僧の説法を聴聞仕りて、何れか成仏の法とうかゞひ候処に、日蓮聖人の御房は三界の主、一切衆生の父母、釈迦如来の御使ひ上行菩薩にて御坐候ひける事の法華経に説かれてましましけるを信じまいらせたるに候。

今こそ真言宗と申す悪法日本国に渡りて四百余年、去ぬる延暦二十四年に伝教大師日本国にわたし給ひたりしかども、此の国にあしかりなむと思し食し候間、宗の字をゆるさず、天台法華宗の方便となし給ひ畢んぬ。其の後伝教大師御入滅の次いでをうかゞひて、弘法大師、伝教に偏執して宗の字を加へしかども、叡山は用ひる事なかりしほどに、慈覚・智証短才にして、二人の身は当山に居ながら心は東寺の弘法に同意するか

の故に、我が大師には背いて、始めて叡山に真言宗を立てぬ。日本亡国の起こり是なり。爾来三百余年、或は真言勝れ法華勝れ一同なむど諍論事きれざりしかば、王法も左右無く尽きざりき。人王七十七代後白河法皇の御宇に、天台の座主明雲、一向に真言の座主になりしかば明雲は義仲にころされぬ。頭破作七分是なり。第八十二代隱岐の法皇の御時、禪宗・念仏宗出で来て、真言の大悪法に加へて国土に流布せしかば、天照太神・正八幡の百王百代の御誓ひやぶれて王法すでに尽きぬ。関東の権大夫義時に、天照太神・正八幡の御計らひとして国務をつけ給ひ畢んぬ。爰に彼の三の悪法関東に落ち下りて存外に御帰依あり。故に梵釈二天・日月・四天いかりを成し、先代未有の天変地夭を以ていさむれども、用ひ給はざれば、隣国に仰せ付けて法華経誹謗の人を治罰し給ふ間、天照太神・正八幡も力及び給はず。日蓮聖人一人此の事を知ろし食せり。此くの如き嚴重の法華経にてをはして候間、主君をも導きまいらせむと存じ候故に、無量の小事をわすれて、今に仕はれまいらせ候。頼基を讒言申す仁は君の御為不忠の者に候はずや。御内を罷り出でて候はゞ、君、たちまちに無間地獄に墮ちさせ給ふべし。さては頼基仏に成り候ひても甲斐なしとなげき存じ候。

抑 彼の小乗戒は富楼那と申せし大阿羅漢、諸天の為に二百五十戒を説き候ひしを、浄名居士だんじて云はく、穢食を以て宝器に置くこと無かれ等云云。鶯掘摩羅は文殊を呵責し、嗚呼蚊虻の行は大乗空の理を知らずと。又小乗戒をば文殊は十七の失を出だし、如来は八種の譬喩を以て是をそしり給ふに、驢乳と説き、蝦蟇に譬へられたり。此等をば鑑真の末弟子は伝教大師をば悪口の人とこそ、嵯峨天皇には奏し申し候ひしかども、経文なれば力及び候はず。南都の奏状やぶれて、叡山の戒壇立ち候ひし上は、すでに捨てられ候ひし小乗に候はずや。頼基が良観房を蚊・虻・蝦蟇の法師なりと申すとも、経文分明に候はゞ御とがめあるべからず。剩へ起請に及ぶべき由仰せを蒙るの条、存外に歎き入りて候。頼基不法時病にて起請を書き候程ならば、君忽ちに法華経の御罰を蒙らせ給ふべし。良観房が讒訴に依りて釈迦如来の御使ひ日蓮聖人を流罪し奉りしかば、聖人の申し給ひしが如く百日が内に合戦出来して、若干の武者滅亡せし中に、名越の公達横死にあはせ給ひぬ。是偏に良観房が失ひ奉りたるに候はずや。今又竜象・良観が心に用意せさせ給ひて、頼基に起請を書かしめ御坐さば、君又其の罪に当たらせ給はざるべしや。此くの如き道理を知らざる故か、又君をあだし奉らむと思ふ故か、頼基に事を寄せて大事を出ださむとたばかり候人等、御尋ねあて召し合はせらるべく候。恐惶謹言。

建治三年六月二十五日

四条中務尉頼基 請文